

**改正**

平成二八年三月二九日規則第三九号

東京都北区子ども・子育て会議条例施行規則

(趣旨)

**第一条** この規則は、東京都北区子ども・子育て会議条例（平成二十五年七月東京都北区条例第三十九号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(組織の構成)

**第二条** 条例第三条に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 区内に在住又は在勤する者で公募によるもの
- 二 区内団体の推薦を受けた者
- 三 区職員又は関係行政機関の職員
- 四 前三号に掲げる者のほか区長が必要と認める者

(庶務)

**第三条** 東京都北区子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の庶務は、教育委員会事務局子ども未来部子ども未来課において処理する。

(委任)

**第四条** この規則に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、子ども・子育て会議が定める。

**付 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**付 則**（平成二八年三月二九日規則第三九号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。